

平成29年9月06日

公示変更通知(番号02)

第 37 回ミニトン全日本選手権大会

下記帆走指示書について 2 点 訂正と変更をいたします。ご確認ください。

訂正箇所は 赤字で記載。

- 1) 18. 安全規定の欄の 表示の数字の変更。
- 2) 23.2 の条項に [DP]の追加になります。

<変更前>

帆走指示書

1 8 . 安全規定

18.1 参加艇は本シリーズに乗船する全乗組員をあらかじめ登録しなければならない。
[DP]

18.2 出艇申書は所定の出艇申告書に必要事項を記入しレース当日の AM7:00~7:30 の間にレース本部に提出すること。[DP]

18.5 帰着申告はその日の最後のレース終了後 90 分以内に、レース本部にて所定の帰着申告書に艇長が署名して帰着申告を行わなければならない。[DP]

18.6 スタートしない艇またはリタイアした艇は、その旨を本部艇またはレース本部に直ちに報告しなければならない。報告は艇長が行なわなければならない、第三者に伝言を託してはならない。(帰着申告要) [DP]

2 3 . ライフジャケットの着用

23.1 レース参加者はハーバーを離れるときから、レースを終了してハーバーに到着するまでライフジャケットを着用しなければならない。(滋賀県条例) [DP]

23.2 個人用浮揚用具として、腰巻き型ライフジャケット(ポーチ式、ベルト式)は認めない。(RRS 1.2 及び 40 の変更)

<変更後>

帆走指示書

18. 安全規定

- 18.1 参加艇は本シリーズに乗船する全乗組員をあらかじめ登録しなければならない。
[DP]
- 18.2 出艇申請は所定の出艇申告書に必要事項を記入しレース当日の AM7:00~7:30 の間にレース本部に提出すること。[DP]
- 18.3 帰着申告はその日の最後のレース終了後 90 分以内に、レース本部にて所定の帰着申告書に艇長が署名して帰着申告を行わなければならない。[DP]
- 18.4 スタートしない艇またはリタイアした艇は、その旨を本部艇またはレース本部に直ちに報告しなければならない。報告は艇長が行なわなければならない。第三者に伝言を託してはならない。(帰着申告要) [DP]

23. ライフジャケットの着用

- 23.1 レース参加者はハーバーを離れるときから、レースを終了してハーバーに到着するまでライフジャケットを着用しなければならない。(滋賀県条例) [DP]
- 23.2 個人用浮揚用具として、腰巻き型ライフジャケット(ポーチ式、ベルト式)は認めない。(RRS 1.2 及び 40 の変更) [DP]